

令和2年度 第1回奈良県公共事業評価監視委員会 事業評価対象一覧

【資料2】

新規or再評価	種別	事業主体 (県・市町村)	河川・路線名等	事業箇所	適用	担当課
再評価	公営住宅 整備事業	県	桜井団地	桜井市西之宮	②	住まいまちづくり課
再評価	街路	県	都市計画道路 畝傍駅前通り線	橿原市八木町	④	道路建設課
再評価	街路	県	都市計画道路 西九条佐保線 都市計画道路 大安寺柏木線 JR関西本線高架	奈良市大宮町	②	道路建設課

再評価・・・3事業	}	県・・・3事業 市町村・・・0事業
-----------	---	--------------------------

【再評価の対象とする事業の範囲】

- 奈良県が実施する県土マネジメント部所管に係る公共事業のうち、
- ・国土交通省所管の国庫補助事業
 - ・それ以外の事業のうち総事業費10億円以上の事業
- ただし、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。

【再評価の該当要件】

- ①事業採択後5年間を経過した時点で、未着工の事業
- ②事業採択後5年間を経過した時点で、継続中の事業
- ③事業採択前の準備・計画段階(ダム事業の実施計画、道路・街路事業の着工準備費等)で、5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間が経過している事業(いわゆる再々評価)
- ⑤その他、社会経済情勢の急激な変化等により再評価実施が必要な事業